

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 タイヘイテクノ(以下「甲」という。)と労働者代表 マルセリノ アンドレ ルイス(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で以下の業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

- (1) 金属工作機械作業
- (2) 金属溶接・溶断
- (3) 食料品・飲料・たばこ製造
- (4) はん用・生産用・業務用機械器具組立
- (5) 製品検査(金属製品)

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の通りとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和6年8月27日 職発0827第1号 令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「令和4年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の以下の職種とする。

- 1493 金属工作機械作業従事者
- 1498 金属溶接・溶断従事者
- 1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者
- 1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
- 1561 製品検査従事者(金属製品)

- (2) 賞与は、基本給から分離せず、通達による職種別賃金(特別給与を含む)に第5号の地域指数を乗じた額以上の基本給を支給することにより「一般基本給の額」と同等以上を確保する。
- (3) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条の通り支給する。
- (4) 退職手当については、基本給と分離せず、通達による職種別賃金(特別給与を含む)に第5号の地域指数を乗じた額以上の基本給の「退職給付等の費用の割合」5%を合わせて支給し、「一般労働者の退職金に相当する額」と同等以上を確保する。
- (5) 地域調整については、就業地が静岡県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「静岡県」により調整する。

(基本給等)

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

Aランク：	5年	Cランク：	1年
Bランク：	3年	Dランク：	0年

- 2 甲は、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給を行う。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示する。

- 3 基本給は、勤務評価の結果に基づき、第1項第2号の昇給の範囲を決定するものとし、勤務評価の方法は勤務評価表による。

(割増手当)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、当社賃金規程に定める通勤手当計算式により支給する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練計画に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 甲は、毎年対象従業員の勤務評価を行い、別表2の等級及び昇給の有無等を決定する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7 年 3 月 2 4 日

株式会社 タイヘイテクニカ

甲 代表取締役 大 橋 幸 尚



乙 労働者代表 マルセリーノ アントニオ ルイス



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（賞与・退職手当を含む）

基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた額（静岡県1.007）（退職金5%上乘せ）

賃金構造基本統計調査による 職種別平均賃金			0 年目 (1)	1 年目 (1.16)	3 年目 (1.27)	5 年目 (1.33)
No.	職種					
1493	①	静岡県(1.007)	1,109	1,286	1,408	1,475
		退職金(5%)上乘せ後	1,117	1,296	1,418	1,486
			1,173	1,361	1,489	1,561
1498	②	静岡県(1.007)	1,127	1,307	1,431	1,499
		退職金(5%)上乘せ後	1,135	1,317	1,442	1,510
			1,192	1,383	1,515	1,586
1503	③	静岡県(1.007)	1,036	1,202	1,316	1,378
		退職金(5%)上乘せ後	1,044	1,211	1,326	1,388
			1,097	1,272	1,393	1,458
1511	④	静岡県(1.007)	1,037	1,203	1,317	1,379
		退職金(5%)上乘せ後	1,045	1,212	1,327	1,389
			1,098	1,273	1,394	1,459
1561	⑤	静岡県(1.007)	1,119	1,298	1,421	1,488
		退職金(5%)上乘せ後	1,127	1,308	1,431	1,499
			1,184	1,374	1,503	1,574

①金属工作機械作業従事者

②金属溶接・溶断従事者

③食料品・飲料・たばこ製造従事者

④はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

⑤製品検査従事者(金属製品)

別表 2 対象従業員の基本給の額（賞与・退職手当を含む）

		等級と能力経験指数			
		D	C	B	A
		0 年目 (1)	1 年目 (1. 16)	3 年目 (1. 27)	5 年目 (1. 33)
業 務	①	1, 173	1, 361	1, 489	1, 561
	②	1, 192	1, 383	1, 515	1, 586
	③	1, 097	1, 272	1, 393	1, 458
	④	1, 098	1, 273	1, 394	1, 459
	⑤	1, 184	1, 374	1, 503	1, 574

①金属工作機械作業

②金属溶接・溶断

③食料品・飲料・たばこ製造

④はん用・生産用・業務用機械器具組立

⑤製品検査(金属製品)

A：後輩の指導・育成ができる。

B：自分で考えて行動できる。

C：誠実さと協調性を身につけている。

D：ビジネスマナーを遵守できる。